

平成27年度 北海道小学校長会

第1回理事研修会

教育情勢

新年度の入ってからの国内・道内の当面する諸課題について5点に絞ってお話します。

1点目は、全国学力・学習状況調査についてである。

道教委は11月をめどに14管内ごとの平均正答率の他、同意を得た市町村の結果も公表することとしている。ちなみに、平成26年度の市町村別結果の公表は、179市町村のうち同意を得た86市町村に限って、結果の概要などを明らかにしている。

全国学力・学習状況調査の本来の目的については、ある新聞の社説にもあるように、義務教育の機会均等という立場から教育水準が保たれているかどうか検証し、指導の改善に役立てるといふ、教える側の情報収集にあるといふものと主張されている。

このような中、全国に目を向けると、顕著な事例として、大阪府教委が学力テストの結果を内申点の基準作りに活用する動きが報道されている。また、鹿児島県のように、成績低迷を受け、県の全自治体の公立小中学校で土曜授業の実施が決定するなど様々な動きも見られる。

道教委においては、チャレンジテスト活用を呼びかけた保護者向け周知資料の配付や新規事業の「授業改善推進チーム活用事業」などの取組が進められている。いずれにしても、道小としては、全国学力・学習状況調査の本来の目的にそって、日々の授業改善に努め、学力向上の取組を進めていきたいと考えている。

2点目は、下村文科大臣が、4月14日に、全ての公立小中学校を対象に地域住民が学校運営に参加する「コミュニティースクール」(地域運営学校)を導入するため、具体的な制度づくりを中教審に諮問したことについてである。

この諮問においては、地方教育行政法を改正し、現在は任意の学校運営協議会の設置を、義務付けることも検討するよう求めている。平成26年4月現在、全国の公立小中学校約3万校のうち、導入している学校は1割にも満たない1805校である。道内に目を向けると、1740校のうちわずか6校となっている。専門家からは、将来的な学校統廃合の下地を作る側面があるとの指摘もされている。今後の動きに注目をしていきたい。

3点目は、「教育委員会改革」についてである。

本年4月1日に改正地方教育行政法が施行され、教育委員会の代表者である教育委員長と教育行政の実務を指揮監督する教育長を統合した「新教育長」を置く制度が始まった。新制度では、首長が、新教育長を任免するほか、地域の教育課題をについて協議する「総合教育会議を主宰する」こととなっています。



この制度は、報道にもあるように、責任の明確化や諸問題への迅速な対応を期待する声がある一方で、教育行政に首長の意向が強く反映されるとの指摘もある。今後、注視していく必要がある。

4点目は、「特別な教科 道徳」についてである。

このことについては、3月27日付の官報で、正式な教科に位置付ける学習指導要領の改訂を告示された。教科化は、小学校が平成30年4月、中学校が平成31年4月からの予定であるが、今年4月以降、新要領の内容を前倒しして教えることができる移行措置も併せて告示されている。詳しい内容は、文科省のHPに記載されている。

5点目は、道立学校職員の勤務時間の割り振りについてである。

道教委が、「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間に関する要綱」を一部改正し、4月から適用となった。変形労働時間制の対象業務に、「登校時の通学指導業務」「校区内巡視業務」「現場実習の引率業務」を追加されている。

当該業務日を含む4週で、週平均勤務時間が38時間45分となるよう弾力的に割り振る変形労働時間が認められたのは、これまでの取組の成果と考えている。

本日は、主な動きについて、5点到絞ってお話した。

